

専 決 処 分 書

和解を成立させること及び損害賠償の額を定めることについて

和解を成立させること及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 賠償の金額

金1,013,780円

2 賠償する相手方

住所 香川県綾歌郡綾川町陶7004番地2

氏名 有限会社サチオインターナショナルトレーディング
代表取締役 アラング ゼイブ

3 理由

オークションで落札された消防局保有の車両の備品の取外し作業中に起きた破損事故について、本市と落札者である相手方との間で和解を成立させるため。

令和2年10月28日

伊丹市長 藤原 保 幸

(参 考)

1 和解成立日

令和 2 年 1 0 月 2 8 日

2 相手方

住所 香川県綾歌郡綾川町陶 7 0 0 4 番地 2

氏名 有限会社サチオインターナショナルトレーディング

代表取締役 アラング ゼイブ

3 和解条項

- (1) 4 0 m 級はしご付き消防自動車（以下「本件物件」という。）の売買代金は金 1 , 0 1 3 , 7 8 0 円とする。
- (2) 伊丹市は相手方に対し、本件物件のフロントガラスの破損により相手方が被った一切の損害に対する賠償として、前号と同額の損害賠償金の支払義務のあることを認める。
- (3) 伊丹市と相手方とは、伊丹市が相手方に対して既に受領済みの契約保証金 1 0 0 , 0 0 0 円を返還したうえで、伊丹市の相手方に対する第 1 号の売買代金債権と、相手方の伊丹市に対する前号の損害賠償金債権を、本示談の効力発生日において対当額で相殺することに同意する。
- (4) 伊丹市と相手方の間には、本件物件に関し、示談書および本件物件の売買契約書に定める他には一切の債権債務がないことを相互に確認する。

4 事件の概要

令和 2 年 8 月 2 5 日午後 6 時 1 0 分頃、官公庁オークションでの落札決定を受け、消防局の職員が本件物件の備品の取外し作業を実施した。その際、フロントガラス内側に設置したドライブレコーダーの取外し作業が難航し、接着剤の加熱剥離等に用いられる機材によって、フロントガラスを外側から加熱したところ、フロントガラスに亀裂を生じさせた。

その後、損傷した本件物件の引渡しについて相手方と交渉した結果、令和 2 年 1 0 月 2 8 日に和解が成立したものである。